

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 伊 勢 千 鶴

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 7 日から 令和 8 年 1 0 月 1 4 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 福島地方裁判所郡山支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 6 日から、当庁閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,420,000 1,936,000	一括	484,000	44,614	0
1	100,000				
2	790,000				
3	1,530,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 白河市東下野出島字宮川 |
| | 地 番 | 8 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 9 . 5 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 白河市東上野出島字飯塚 |
| | 地 番 | 8 3 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 4 3 . 2 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 白河市東上野出島字飯塚 8 3 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 8 3 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 6 . 5 3 平方メートル
2 階 4 7 . 4 0 平方メートル |

物件明細書

令和 8 年 8 月 1 4 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 伊勢千鶴

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 白河市東下野出島字宮川
 地 番 8 1 番 7
 地 目 宅地
 地 積 5 9 . 5 9 平方メートル
- 2 所 在 白河市東上野出島字飯塚
 地 番 8 3 番 6
 地 目 宅地
 地 積 5 4 3 . 2 8 平方メートル
- 3 所 在 白河市東上野出島字飯塚 8 3 番地 6
 家屋 番号 8 3 番 6
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 8 6 . 5 3 平方メートル
 2 階 4 7 . 4 0 平方メートル



令和 8 年（ケ）第 22 号
令和 8 年 6 月 5 日受理
令和 8 年 7 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 佐 藤 武 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 白河市東下野出島字宮川 |
| | 地 番 | 8 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 9 . 5 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 白河市東上野出島字飯塚 |
| | 地 番 | 8 3 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 4 3 . 2 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 白河市東上野出島字飯塚 8 3 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 8 3 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 6 . 5 3 平方メートル
2 階 4 7 . 4 0 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 2		
現況地目	☒ 宅地（物件 2 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 仮換地図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者	1 本件物件の所有者です。 2 物件1、2の各土地について (1) 本各土地は、境界杭等が打たれていることもあり、隣地との間で境界争いはありません。 (2) 本各土地を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 物件1土地上にある簡易物置及び自転車置場は、私が設置したものです。 3 物件3建物について (1) 本建物には、令和7年まで家族と居住していましたが、同年末に転居しました。荷物等は残っていますが、誰も住んでおらず、空き家状態です。本建物を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (2) 本建物は、平成12年の新築以降、これまで増築はもとより、内外のリフォームなど、何もしたことはありません。 (3) 本建物は、太陽光発電や床暖房の設備を設置していません。 (4) 本建物内では、転居する前の8年間ほど、猫1匹を飼っていました。 (5) 本建物は、雨漏りする箇所はなく、特に不具合と感じている箇所はありません。 なお、リビング・ダイニングの出窓下の内壁に隙間があり、強風のときなど、そこから隙間風を感じる場合があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。

- (1) 物件 1、2 の各土地について

- ア 物件 2 土地上の登記建物は、物件 3 建物のみである。

- 物件 1 土地上の登記建物は、ない。

- イ 本各土地上に地割れや陥没などは見られなかった。

- 本各土地の北東側の境界付近は、隣接地の 8 2 番 1 の土地へと続く傾斜地になっており、物件 3 建物の敷地部分と 8 2 番 1 の土地の平面部分との高低差は、約 4 メートルである。

- ウ 登記上、本各土地に隣接する 8 1 番 4 及び 8 3 番 1 の各土地は、第三者所有の宅地であり 8 1 番 3 の土地は、第三者所有の雑種地であり、8 1 番 5 及び 8 3 番 5 の各土地は、福島県所有の公衆用道路であり、いずれの現況地目も同様である。また、8 2 番 1 の土地については、登記上、第三者所有の畑であるところ、現況地目は田である。

- 各隣接地との間で境界などに関して、問題が顕在化している状況は確認できなかったが、境界杭を現認できなかった箇所があるなど、買受人は、使用を開始するにあたり、隣接地所有者らと境界の確認等をするのが相当である。

- (2) 物件 3 建物について

- ア 建物外部

- ・屋根に苔等による汚損などが見られた。

- ・外壁全体に経年による汚損が見られたほか、西側 2 階部分の外壁にパネルの反りによる隙間が見られた。

- イ 建物内部

- ・天井や内壁クロスには、全体的に経年等による汚損が見られた。

- ・内壁クロスにひび割れが散見された。

- ・玄関ドアの建付けがやや悪く、自然に締め切られない状況が見られた。

- ・リビング・ダイニングの出窓下の内壁にやや隙間があるのは見られたが、隙間風などは認められなかった。

- (3) 本件物件については、第三者による占有は認められず、所有者が占有していると認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月5日(金) : - :	執行官室	福島地方法務局白河支局に対する全部事項証明書 交付申請(6月11日受領)
令和8年6月5日(金) : - :	執行官室	白河市に対する固定資産税に関して保有する図面 の交付申請(6月15日受領)
令和8年6月9日(火) 15:10-15:15	物件所在地	占有調査、写真撮影
令和8年6月26日(金) 13:00-14:25	物件所在地	立入現況調査、写真撮影 所有者から事情聴取
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和8年6月26日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して、臨場した。

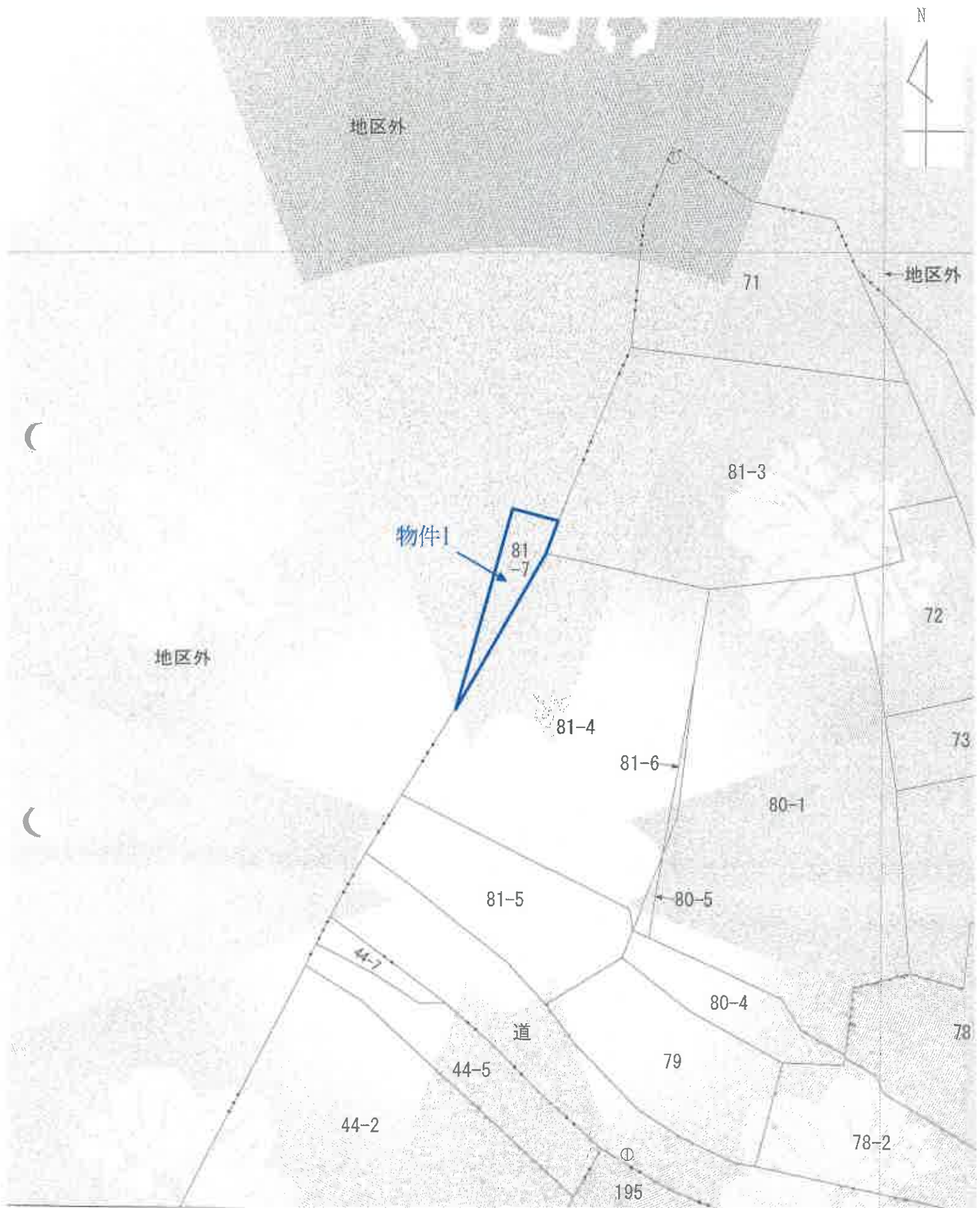
目的物件は在宅で解錠されたが、在宅者に抵抗等の可能性があったので、立会人を立ち会わせた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

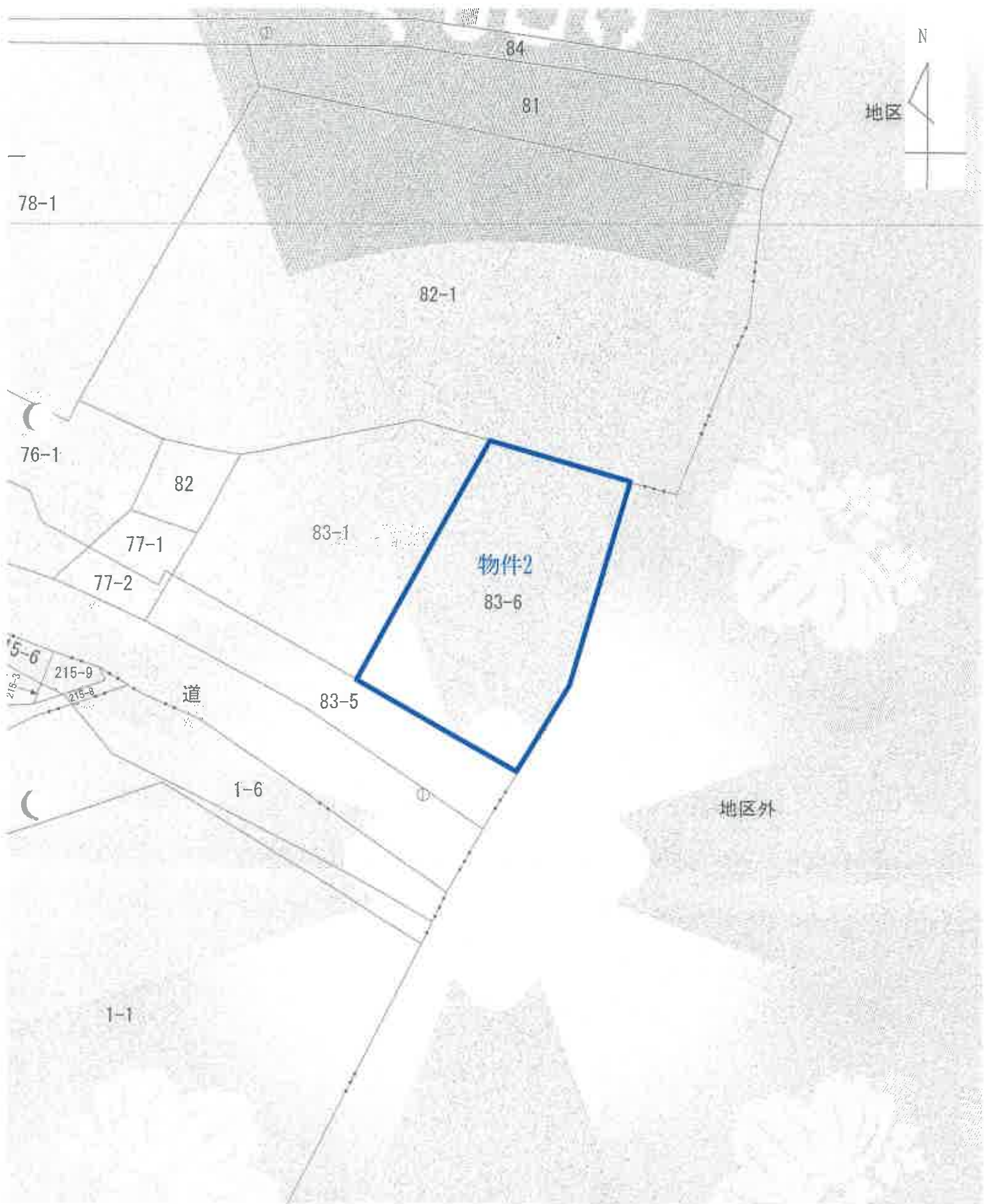
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



1:500

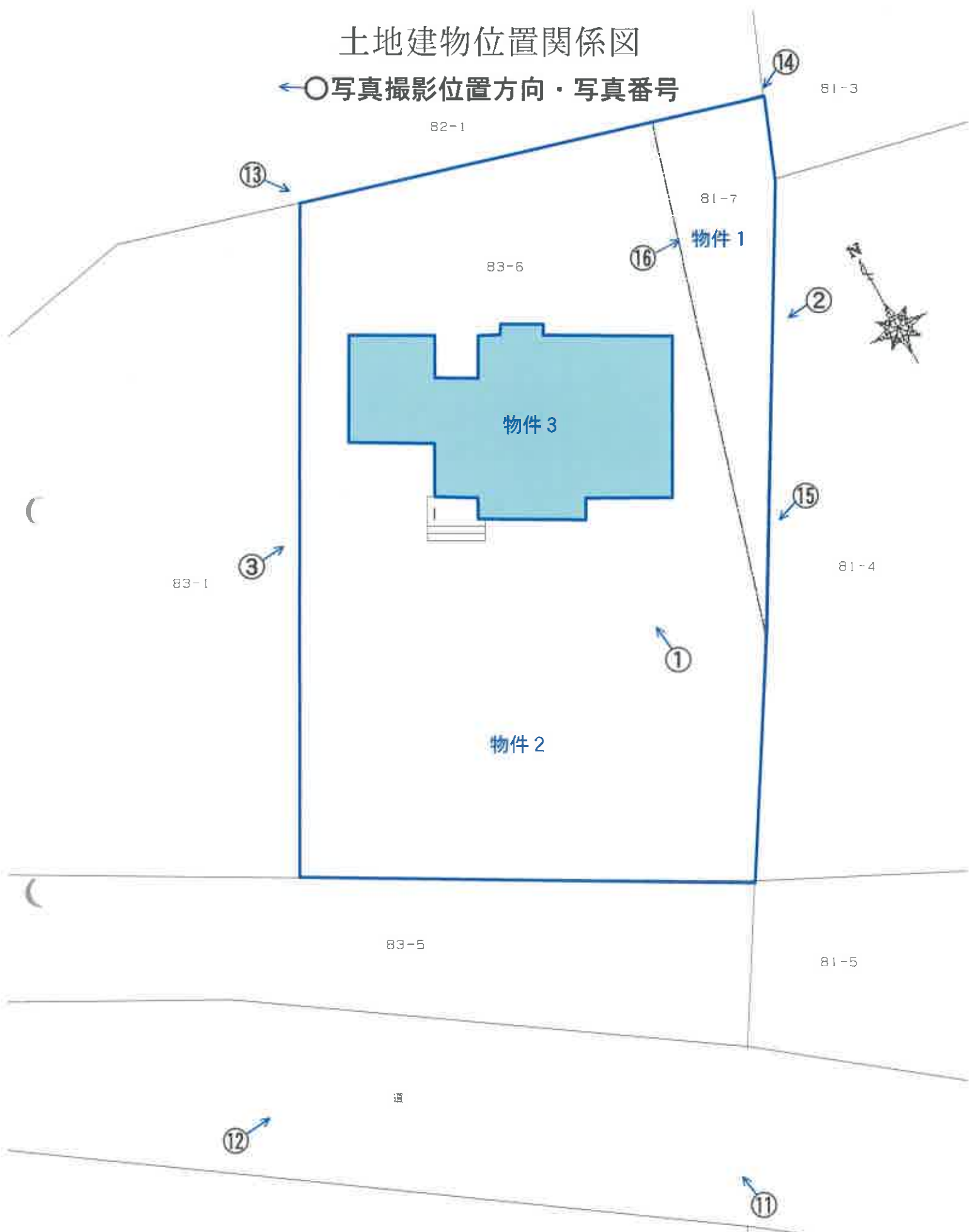
公 図 写



1:500

土地建物位置関係図

←○写真撮影位置方向・写真番号



※本図は公図を合成したものの上に、土地と建物等との凡その位置関係を示した概略図であり、物件の位置を確定した物では無い。





物件3

物件2

物件1

No. 1



物件3

物件2

物件1

No. 2

物件3



物件2

No. 3



物件3:1階リビング・ダイニングの状況

No. 4



物件3:1階キッチンの状況

No. 5



物件3:1階浴室の状況

No. 6



物件3:1階和室2の状況

No. 7



物件3:1階和室1、洋室1の状況

No. 8



物件3:2階洋室3の状況

No. 9



物件3:2階洋室2の状況

No. 10



物件2

No. 11



物件2

No. 12



境界杭

物件2

No. 13



簡易物置

物件3

境界杭

物件1

物件2

No. 14



物件2

物件1

No. 15

簡易物置



物件2

物件1

No. 16

令和8年（ケ）第22号
令和8年6月26日 現地調査
令和8年7月31日 評価

福島地方裁判所郡山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

安田 哲郎 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金2,420,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金100,000円
物件2（土地）	金790,000円
物件3（建物）	金1,530,000円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	白河市東下野出島字宮川 81番7 宅地 59.59m ²	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	白河市東上野出島字飯塚 83番6 宅地 543.28m ²	
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	白河市東上野出島字飯塚83番地6 83番6 居宅 木造スレート葺2階建 1階 86.53m ² 2階 47.40m ² 延 133.93m ²	

番号	特 記 事 項
	なし

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	JR東北本線「白河」駅の東方約17km(道路距離、以下同じ) 白河市立小野田小学校まで約400m リオンドール浅川店まで約5km	
付 近 の 状 況	当該地域は白河市域東部で浅川町との市町境近くに位置する住宅地域であり、一般住宅と農家住宅が混在し、中規模工場も見られる。小学校には近いものの、白河市街地までは距離を置き、生活利便性は劣る地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地：「髪内古墳」の範囲内
画 地 条 件	間口約19m、奥行最大約20m、地積計602.87㎡ 別添図面の如きほぼ台形地、 南西側の県道や東西の宅地とは概ね等高であるが、北側の隣接地は4m前後低く、物件1及び物件2の北端付近は法地になっている。	
接 面 道 路 の 状 況	南西側幅員約11m(側溝外側端の幅員)県道(建築基準法42条1項1号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が物件2土地上に物件3建物を所有し、物件1土地を更地の状態(但し簡易物置(動産)が存する)で占有している。隣地は住宅、農地、県道を介して工場である。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管又は私設管(以下、施設管という)が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	①白河市水道部への聴取によると、上水道は南西側県道に埋設されている白河市の本管に接続する共同管があり、この共同管に個人管を接続して宅内に引き込んでいるとのこと。 ②南西側の県道は側溝の外側端の幅員で約11mであるが、県南建設事務所行政課への聴取によると側溝と物件2の間の舗装整備がされていない土地も含めて県道の道路区域であるとのこと。 ③物件1上には簡易物置（動産）が存する。 ④敷地内は一部舗装や砂利敷きとなっているが、その他の部分は雑草と樹木が繁茂している。 ⑤前記の通り北側隣接地との間に4m前後の高低差があり、北端付近が法地となっている。これら高低差や法面により福島県建築基準法施行条例第5条の「がけ」に該当する可能性があるが判然としない。 ⑥一部境界杭を確認できない箇所があり、判然としないため、買受人は使用を開始するにあたり、隣接地所有者らと確認を行うのが相当である。 ⑦本土地は遺跡「髪内古墳」の範囲内にあるため、買受人は土地の掘削を伴う工事を行う場合には自治体への事前相談や届出等の手続きが必要となること、その後の自治体からの指示による費用的、時間的リスクを内在すること留意が必要である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成12年9月7日 経 過 年 数：26年 経済的残存耐用年数：4年
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート瓦葺 外 壁：窯業系サイディング張り 天 井：ビニールクロス貼、和風天井 内 壁：ビニールクロス貼、京ジュラク塗り 床：フローリング張り、畳敷等 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：特に無し
床 面 積 （ 現 況 ）	延べ：133.93㎡ ＊登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	劣る
建物の利用 状 況	建物所有者が本建物を居宅（空き家）として占有している。
特 記 事 項	①建物外部は屋根に苔等による汚損が見られ、西側2階の外壁に反りによる隙間が生じている。その外全体的に経年による汚損、劣化が認められる。 ②建物内部は経年や使用による汚損が認められ、内壁のクロスには亀裂が散見される外、玄関ドアの建付けが悪くなっており、リビングダイニングの出窓下に隙間が生じている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	4,990	0.67	59.59	1.00	200,000
2	4,990	0.67	543.28	1.00	1,820,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 白河(県)-5

公示価格等 5,050円/㎡ × 時点修正 98.9 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 100 ≒ 4,990円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：100%

◇地域格差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

行政的条件：100%

格 差 率：100%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：95%（北側土地との高低差、一部法地を含む）

行政的条件：70%（遺跡範囲内）

その他の条件：100%

格 差 率：67%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 3（建物）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号		再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
3	主である建物	250,000	133.93	0.09	3,010,000

ウ 現 価 率 :

(主である建物)

経済的全耐用年数 30年

経過年数 26年

経済的残存耐用年数 4年

観察減価及び中古物件の市場性 50%

残価率 5%

現価率 * 9%

$$* \text{現価率} = \left\{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right\} \times (1 - \text{観察減価})$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
2	1,820,000	1.00	0.10	場所的利益	180,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件2の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	200,000			0.80	0.60	100,000
2	1,820,000	- 180,000		0.80	0.60	790,000
3	3,010,000	+ 180,000	1.00	0.80	0.60	1,530,000
一括価格（合計）						2,420,000

ウ 占有減価修正：必要ないと判定した。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、過疎化が進む地域に存していること、土地建物の管理の状況も劣り、整備、補修、修繕等に相当の費用を要すると考えられること等から、市場流通性は更に減退すると判断し、上記の通り市場性修正を施した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地 価 調 査 白河(県)-5

所 在 : 白河市東下野出島字宮川80番1外
価 格 : 5,050円/㎡
位 置 : 「白河」駅まで道路距離で約17k m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 953㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南10.5m 県道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要 : 農家住宅を中心とする小学校に近い県道沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

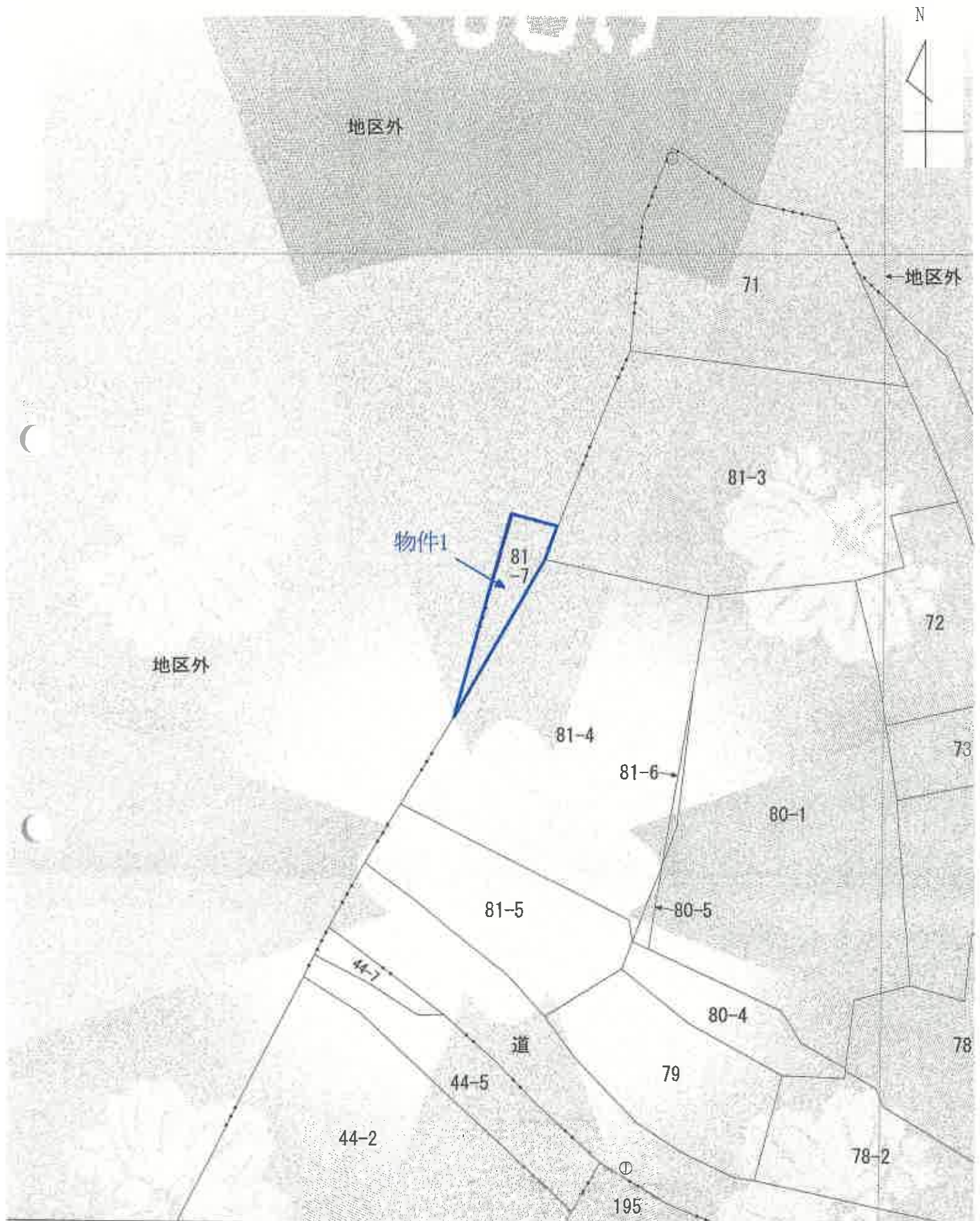
物件1 : 209,756円
物件2 : 1,912,345円
物件3 : 2,596,794円

第7 附属資料

公 図 写
地 積 測 量 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建 物 間 取 図

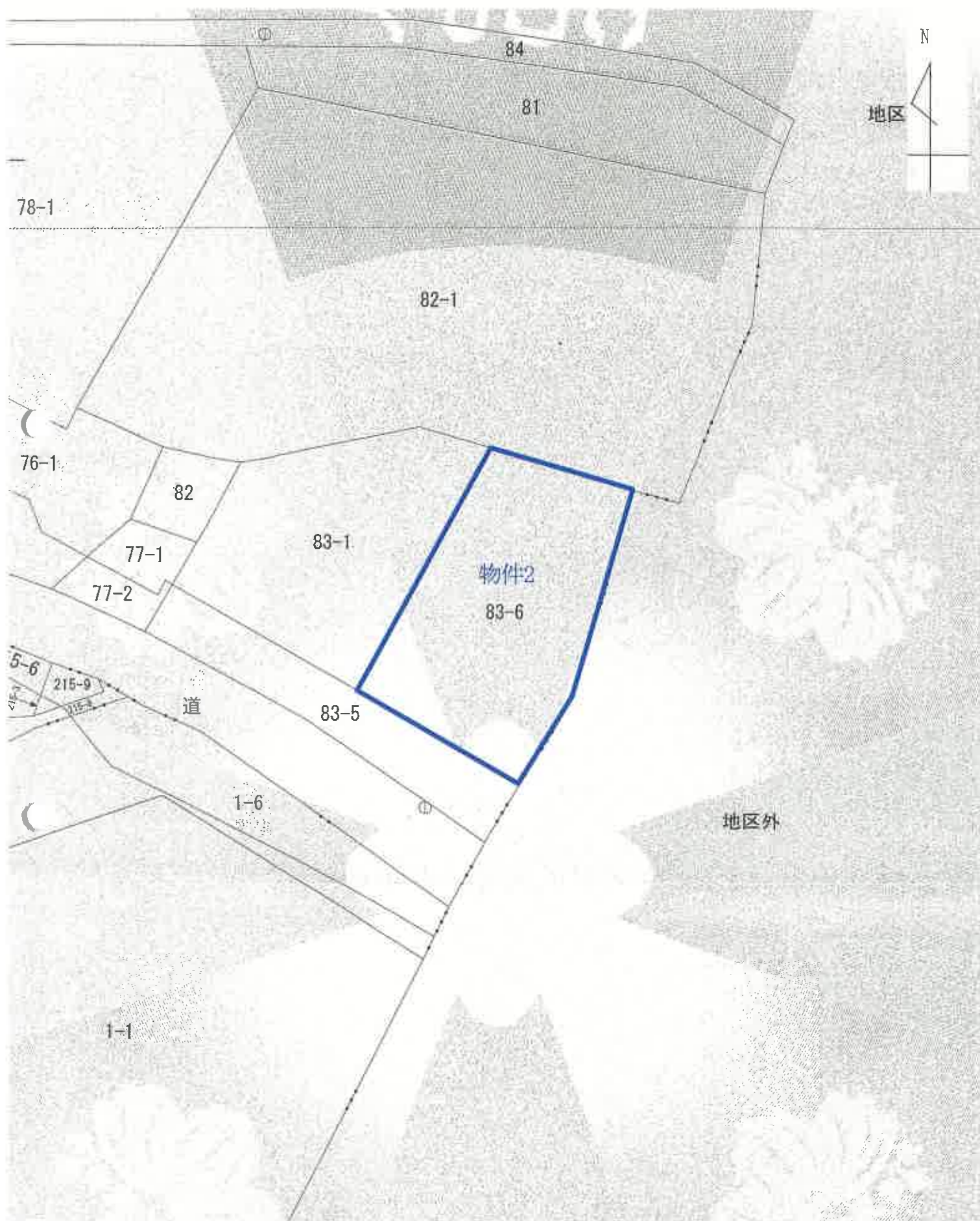
以 上

公 図 写



1:500

公 図 写



1:500

登記年月日：平成11年7月1日

様式第(用)ー8
0066178

81-4 / 81-4 / 81-4
81-6 81-7 / 81-6.81-7
H11.7.1
地積測量

地番 81-6 81-7

土地の所在 白河市東下野出島

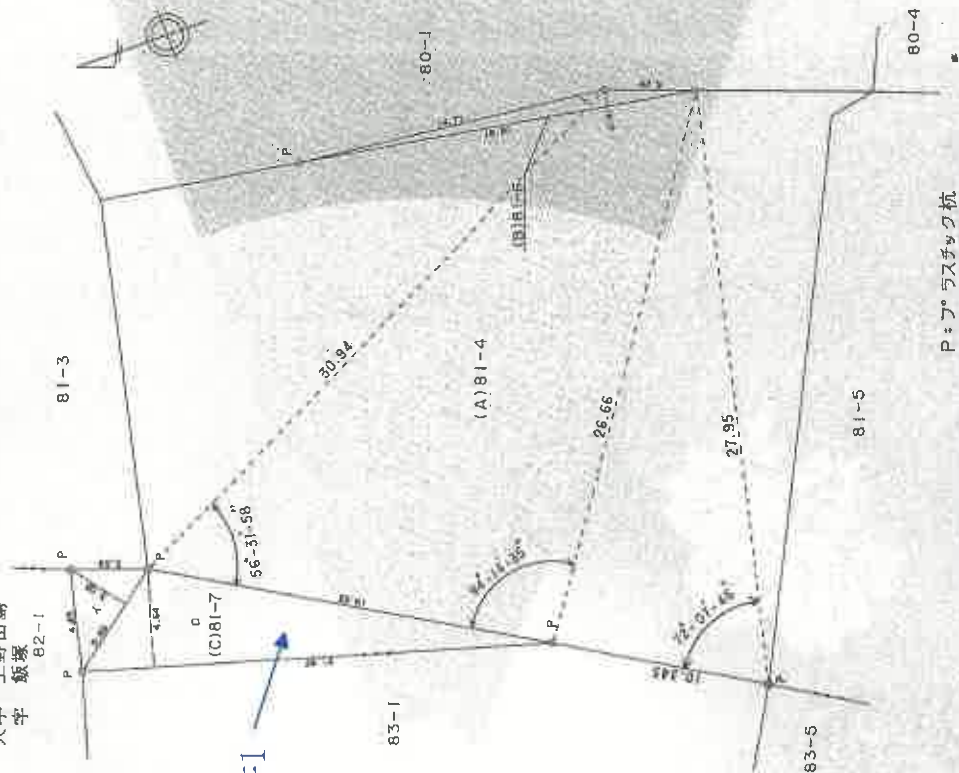
大字 上野出島
字 飯塚
82-1

三 斜 求 積 表

(B) 地番 81-6			
符号	底辺	高さ	積
イ	18.91	0.81	15.3171
		合計	15.3171
		面積	7.65855
		地積	7.65 m ²
		坪	2.31

(C) 地番 81-7			
符号	底辺	高さ	積
イ	5.69	3.03	17.2407
ロ	21.97	4.64	101.9408
		合計	119.1815
		面積	59.59075
		地積	59.59 m ²
		坪	18.02

(A) 地番 81-4			
符号	底辺	高さ	積
イ	791.9054	0.81	67.2493
ロ	724.6561	0.81	724.6561
		合計	724.65 m ²
		面積	219.20



作製者

年 6 月 2 / 日作製

申請人

1 / 250

登記年月日：平成11年7月1日

様式第(用)ー8
0063717

83-1 / 83-6 / 83-6 H11.7.1

地積測量図

地番 83-6 83-1

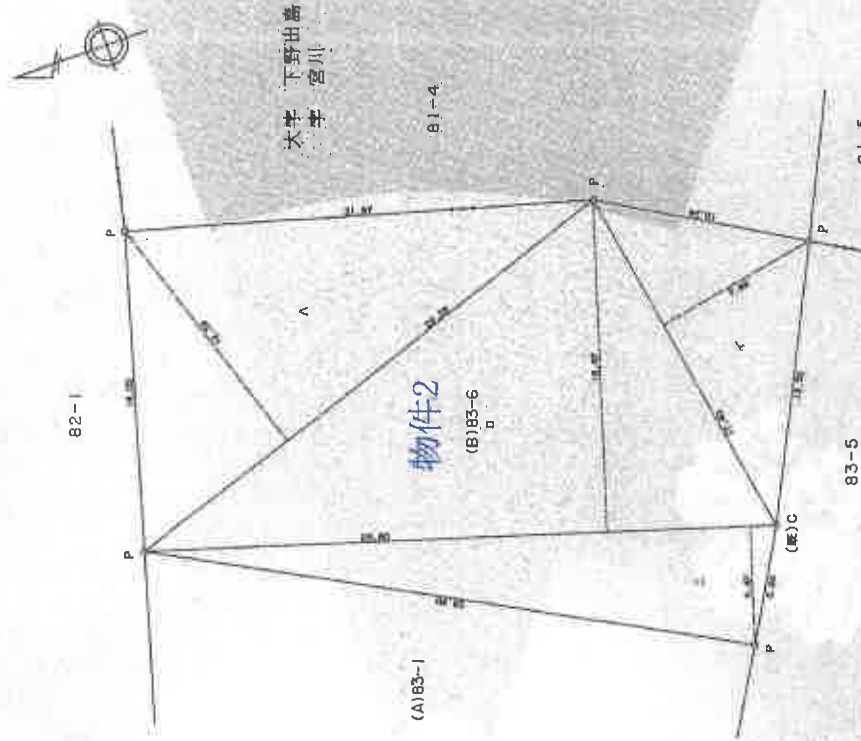
土地の所在 西白河郡東村大字上野出島

白河市東上野出島

三斜求積表

(B)	地番 符号	83-6		高さ	積
		底辺	幅		
	イ	17.40	7.89		137.2860
	ロ	29.60	15.47		457.9120
	ハ	26.59	12.39		329.4501
	ニ	29.60	5.47		161.9120
			合計		1086.5601
			面積		543.28005
			坪		164.34

(A)	地番	83-1		公簿	面積
		底辺	幅		
				1050.15115	
				543.28005	
				506.8711	
				506.87 m ²	
				153.32	



P: プラスチック杭
C: コンクリート杭
※(底)は既設杭、その他は新設杭とする。

申請人

1年6月2日(作製)

作製者

1/250

請求番号：4-4

(2/2)

A3をA4サイズに縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福島県地方税務局白河支局管轄)
令和8年4月2日 東京法務局中野出張所

登記官

A3をA4サイズに縮小

1032073

各階平面図

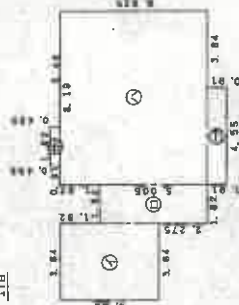
家屋番号 83番6

建物平面図 面平 12.10.12

建物の所在 西白河郡東村大字上野出島字飯塚83番地6

白河市東上野出島

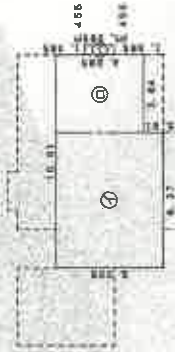
1階



求積表			
①	3.84	×	4.55
②	1.82	×	5.005
③	8.19	×	6.825
④	4.55	×	0.91
⑤	1.82	×	0.455
計		88.53645	

坪数 88.53

2階



求積表			
①	6.37	×	5.005
②	3.84	×	4.095
③	0.455	×	1.365
計		47.408725	

坪数 47.40

作製者

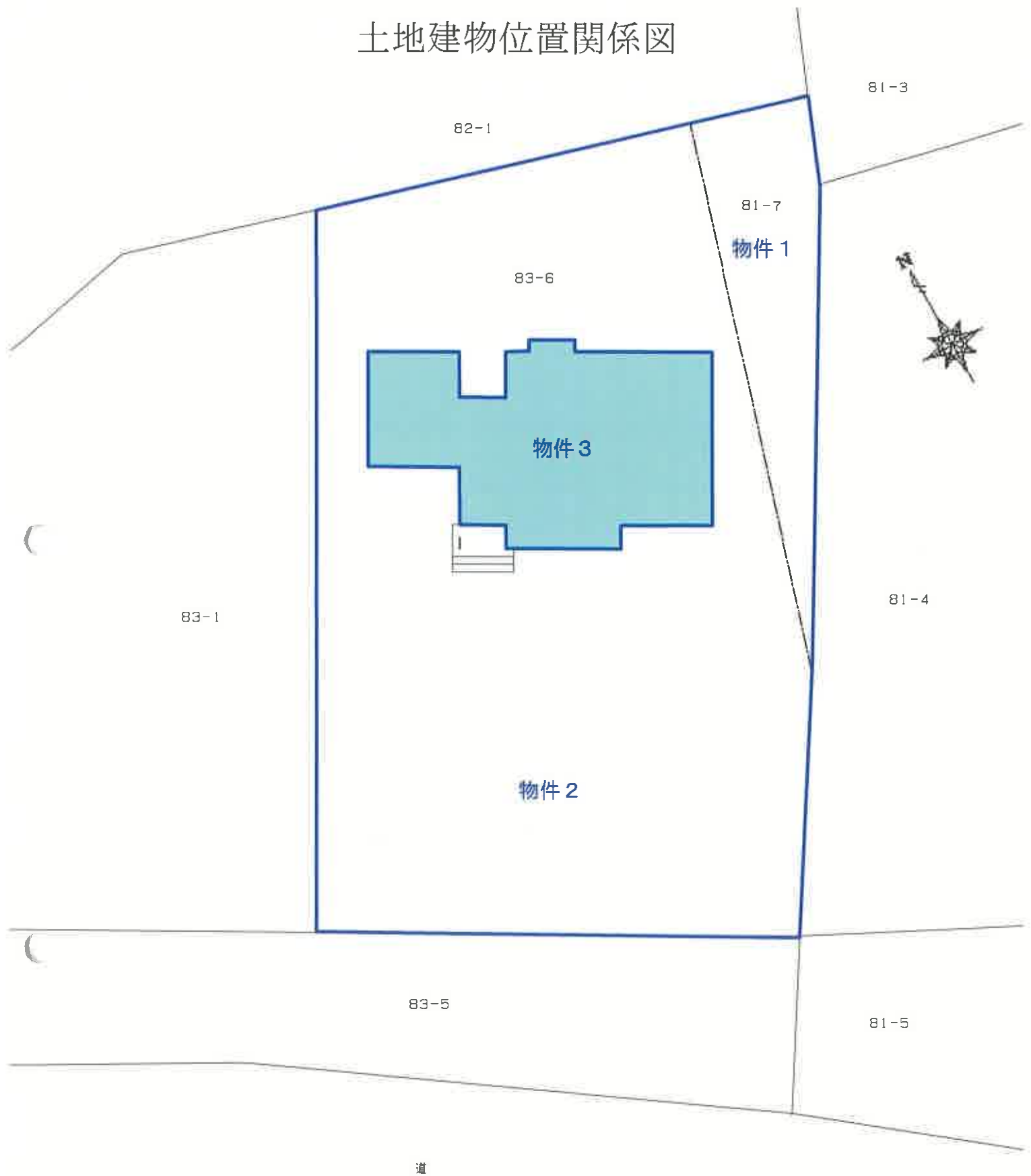
日作製

縮尺 1/250

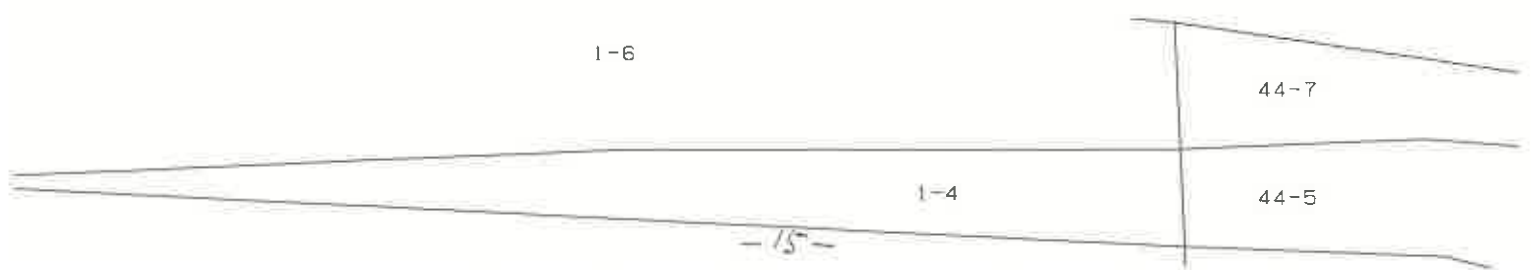
申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



※本図は公図を合成したものの上に、土地と建物等との凡その位置関係を示した概略図であり、物件の位置を確定した物では無い。



物件 3 建物間取図

